

平成 29 年第 1 回熊本市災害義援金配分委員会

日時：平成 28 年 12 月（持ち回り審議）

会議：委員 4 名出席（1 名欠員、1 名欠席）

【審議結果】

① 新たな配分対象及び基準額

- 県決定どおりに配分を行うとともに、本市の独自配分についても、県決定に連動し、全壊世帯と同額を配分する

対象	第1～4次 計		第5次		配分基準額 (合計)	増減	
	県決定 (第1～17次まで)	市独自	県決定 (第18次)	市独自			
人的被害	死亡者	100万円	2万円	-	-	102万円	-
	重傷者	10万円	2千円	-	-	10万2千円	-
住家被害	全壊	80万円	2万円	-	-	82万円	-
	解体世帯 (敷地被害)	-	-	80万円	2万円	82万円	+82万円
	解体世帯 (大規模半壊・半壊)	40万円	1万円	40万円	1万円	82万円	+41万円
	大規模半壊	40万円	1万円	-	-	41万円	-
	半壊	40万円	1万円	-	-	41万円	-
	一損（修理）	10万円	-	-	-	10万円	-
	一損（非課税）	-	3万円	-	-	3万円	-
	一損（ひとり親）	-	3万円	-	-	3万円	-

② 今後の配分方針について

- 上記配分後、残額が小額となる見込であるため、県の方針を踏まえつつ、対象数や今後の受入状況等を考慮しながら、次回配分委員会にて検討する。

（参考：県の方針）

上記の配分を行ってもなお残額が生じる場合、全壊世帯（解体世帯含む）、半壊世帯に対し2：1の割合で増額（基準額は、義援金残額や対象世帯の概況が把握できた時期に別途定める）

③ 義援金の申請期限について

- 一部損壊(修理)については、工事が期限までに完了しないケースが多数あることから、申請期限を1年間延長する《県下統一》